

税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、
財産管理ができなくなってきたが…

不動産を
処分したいが、自分の判断に
不安がでてきたが…

将来、認知症に
なったらと不安だ。今出来る
ことはなんだろう？

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士
による

成年後見 相続税・贈与税 無料相談会



〈九州北部税理士会〉



福岡会場

北九州会場

日時 令和6年 **11月2日** 土
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 九州北部税理士会館 2階
福岡市博多区博多駅南1丁目13-21

日時 令和6年 **10月12日** 土
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 北九州市立 商工貿易会館
北九州市小倉北区古船場町1番35号



税理士会館

JR博多駅新幹線(筑紫口)より
線路沿いに南へ徒歩10分

※駐車場はご用意しておりません。
公共の交通機関をご利用ください。

事前予約制

TEL 092-433-2366

↑ 上記までお電話にてご予約ください ↑

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。
あらかじめご了承ください。



成年後見制度のしくみ



©税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

成年後見制度は大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

さらに法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)が、ご本人の利益を考えながら、その代理として契約などの法律行為を行い、ご本人を支援する制度です。

対象となる方の判断能力の状態

- 後見……………判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- 保佐……………判断能力が著しく不十分な方
- 補助……………判断能力が不十分な方

こんなときあなたはどうしますか？

Q 知的障がいを持つ子供がいる私も高齢になり不安だ

Aさんには知的障がいを持つ子どもがいて、現在はAさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばよいのか、そして自分の死後どのようにすればよいのか心配でなりません。

私がいなくなったらあの子はどうやって生活していけばいいのだろうか？



A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

Q 身内もおらず一人で暮らしているが、将来の財産管理が心配だ

Bさんは夫をなくして子どももおらず、現在相続したアパート経営で生計を維持しています。身内は一人もおらず、最近はアパート管理にも困難を感じており、これからの生活、そして財産をどのように管理し又は処分すべきか悩んでいます。



A 任意後見・見守り契約の検討を

将来、判断能力が低下したときのために「任意後見契約」を、その契約が発効するまでの間は「見守り契約」を信頼できる方と契約し、将来の不安を解消することをお勧めします。

常設無料相談会を開催しています。

電話相談または面談での相談を選択できます

成年後見支援センター

相談日 毎月8のつく日(土・日・祝日を除く)

時間 13:00~16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会場 九州北部税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

成年後見支援センター 長崎相談室

相談日 毎月第一木曜日 ※祝日にあたる場合は変更されますのでご確認ください。

時間 13:00~16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会場 長崎税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

